

函館市ノーマライゼーション推進事業実施要綱

(目的)

第1条 地域住民の積極的な参加，協力のもとに，ノーマライゼーション理念を現実の生活の場に根づかせることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は，函館市とする。ただし，この事業を社会福祉法人函館市社会福祉協議会に委託することができる。

(推進会議の設置)

第3条 函館市におけるノーマライゼーションの推進を円滑かつ効果的に行うため，福祉関係団体，学校関係者，町会・民生委員，老人関係団体，医療機関，行政機関等で構成する「函館市ノーマライゼーション推進会議」を設置する。

(事業内容)

第4条 第1条に掲げる目的を達成するため，次の事業を行う。

(1) 推進体制整備事業

ノーマライゼーションを推進するため行う事業が円滑に実施されるよう推進体制を整備する。

(2) 普及啓発促進事業

ア 交流事業

障害児・者と健常者とのふれあいの機会を設け，障害者に対する正しい理解を深めるための交流事業を実施する。

イ 研修事業

福祉についての認識と理解を深め，行動に結びつく実践的な研修事業を実施する。

ウ 啓発事業

ノーマライゼーションの推進に関する情報提供を行い，住民の理解と参加を促す啓発事業を実施する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成9年4月1日から施行する。